

平成 29 年 3 月 21 日

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則第 208 条第 6 項に基づく開示

マスミューチュアル生命保険株式会社

記

当社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 217 条第 1 項に規定する発行者情報の公表期限の延長に関し、東京証券取引所（以下「取引所」という。）からの承認を受けたことを本日お知らせいたします。当社の発行者情報は、保険業法第 111 条に基づき作成される、業務及び財産の状況に関する説明書類の内容を参照する予定ですが、当該説明書類は、同法施行規則第 59 条の 4 第 1 項において、事業年度経過後 4 か月以内にその縦覧を開始することと定められております。当社は毎年 3 月 31 日の事業年度終了後、同年 7 月 31 日までに当該説明書類の縦覧を開始していることから、発行者情報の公開期限の延長を申請し、取引所より承認されました。これにより、当社の発行者情報は、別途発表しない限り、毎年 7 月 31 日までに作成され公表されます。

以上